

甲良町 官製談合事件 「起訴相当」の議決を 審査申立書 5/28提出

このままではスッキリしない

4月12日に大津検察庁が下した「不起訴処分」は到底容認できないとして、議員5人を含む26人の有志が5月28日検察審査会に「起訴相当」の議決を求め、審査申立書を提出し受理されました。その後の記者会見では、玉木昌美弁護士が審査申立書の趣旨を説明。参加者がそれぞれの思いを語りました。

藤堂与三郎前議長は「8000人足らずの小さ

な町で、この官製談合を正當に裁いてもらわなければ町民はスッキリしない」と発言。藤堂一彦議員は「談合を巡っては、関与を否定した当時の議会事務局長が自殺をしている。彼の死を無駄にしないためにも十分な捜査をしてほしい」と話しました。丸山光雄議員は「三重の桑名市などでは非公開の最低制限価格と同額で落札したことを理由に逮捕されている。甲良町の事件とよく似ている。不起訴というのがおかしい」と話しました。西澤議員は審査申立に至った概略と理由（左別掲）を述べました。

犯行を証明する証拠は十分

申立書はA4版7ページに及び「犯行に及んだことについて証明する証拠は十分で、検察官は積極的に起訴すべきだった」と主張しています。申立書が長文のため、その内容の参考として、不起訴処分の不当性を明らかにした玉木弁護士の「不当にも不起訴処分に」の解説文を再録しました。（公表にあたって、編集者の責任で、配慮のため、一部実名を伏せています。）

官製談合事件告発 不当にも不起訴処分に

2012.4.18 弁護士 玉木昌美

甲良町長らが、山崎義勝前町長、野瀬喜久男前総務主監、山田壽一元議長、濱野圭市元副議長を競争入札妨害、入札談合等関与行為



大津検察審査会に玉木弁護士とともに審査申立書を提出に向かう議員・町民有志

の排除及び防止並びに職員による入札防止等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反で告発した事件、甲良町議会が同4名を地方自治法違反（偽証等）で告発した事件について、大津地方検察庁は平成24年4月12日、「嫌疑不十分」を理由に不起訴処分とした。

濱野元副議長に
教えなければ
数字合わせは不可能

この官製談合事件の存在は、浜野工務店に落札させるために、わざわざ業者のランクアップをはかっていたこと、浜野工務店が最低制限価格（公表された予定価格に40万円を加算した数字）の85パーセントというどんぴしゃの数字で落札したことからも明らかであった。数字を合わせることは、前町長や前総務主監らが濱野圭市元副議長に教えないかぎり不可能なことであった。また、建設業法違反になることがわ

会見での党議員団の提起

- 1、この官製談合は、住みよい、不正のない甲良町政をめざす路線にふさがる大きな岩石のようなもの。この岩石を取り除くこと抜きに甲良町政は良くならない、との思いが強い。
- 2、「官製談合ゆるさじ」の一致点で思想・立場の違いをこえ、共同の取り組みを強めるとともに、党議員団独自の取り組みも発展させたい。
- 3、物証と否定できない事実がある

- ① Y氏と野瀬元主監の会話録音CD。
- ② 2つの事実 = 、建設業法違反承知の基準変更と指名参加、非公開の最低制限価格と同額の入札。
- ③ 野瀬主監の自筆のメモが書き込まれた40万円カット後とカット前のそれぞれの調書が存在する（予定価格を公表する際、40万円カットのトリックを指示したことを裏づけるもの）。

甲良民報

2012年5・6月号外
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463（西澤）
Tel.Fax38-4949

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。 メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください

かりながら、浜野工務店に落札させたことも争いはない。さらに、告発に当たり、その談合がなんと議会事務局の部屋を舞台に行われていたことも解明されていた。

検察庁が不起訴処分とした理由のひとつには、上記関係者4名が自白せず、否認をし続けたことが影響した可能性が高い。しかし、上記4名は、なぜ、浜野工務店がどんぴしゃの数字で落札できたかを今日まで何ら説明していない。

「官製談合の疑惑が非常に濃厚」

別件の刑事裁判において、大津地裁の澤田正彦裁判官が、「上記事実関係からすると、本件工事は、公表されていた価格が1億7800万円であったから、予定価格が端数が切捨てられる前の1億7840万円であり、その85パーセントに当たる額が最低制限価格であるとの予測を持つことは非常に困難というべきであるし、本来、本件工事を自力で行う能力のない浜野工務店を入札に参加させるべく配慮したことも認められるから、浜野工務店に落札させるようにし向けた、すなわち、最低制限価格を浜野工務店の関係者（具体的には、代表者の夫である濱野副議長）に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚である。」とした（平成23年4月14日宣

告）。まさにそのとおりであったものである。

それゆえ、北川豊昭町長らが今回の官製談合事件を、町民を代表して告発したのも、また、町議会が偽証等を告発したのも、まさに正当であり、当然のことであった。

踏み込んだ

証拠収集ができたのに

今回の官製談合は議会事務局を舞台に展開されたが、当時の議会事務局長が平成22年6月2日に自殺した。事務局長は官製談合に関係しており、鍵を握る人物であった。また、喚問前には濱野副議長から飲食の席に呼び出されているが、そのことも事件や自殺に関係している可能性が強いと推測される。事務局長が自殺をせず、捜査側に正直に供述しておれば、官製談合事件は前町長ら4名がたとえ否認をしたとしても、容易に解明されたであろうことは疑いない。事務局長から事情を聞くことはできなかったが、今回、議会事務局内の官製談合関係の会話等はある程度解明されていた。その点、検察は、「疑惑が非常に濃厚である。」とした別件の刑事裁判よりも踏み込んで証拠収集ができたにもかかわらず、不起訴にしたが、強く批判されるべきである。

警察の及び腰

そもそも捜査側が別件の立件には意欲的に動いて自白強要までしたのに対し、談合関係者に対しては、警察は当初から及び腰で、かつ、検察も、本件の告訴後捜査に長期間を要し、結論を不起訴にしたことは、何か政治的な思惑があったのではないかという疑念もないではない。

「不起訴処分」 =「潔白」か？

いずれにしても、今回の不起訴処分により、山崎義勝前町長、野瀬喜久男前総務主監、山田壽一元議長、濱野圭市元副議長の「潔白」が証明されたわけではない。「嫌疑なし」ではなく、「嫌疑不十分」なのである。「嫌疑不十分」は、嫌疑はあるが、検察官が証拠によって有罪を立証しきる自信がない、というだけのことである。真犯人も証拠が不十分なら否認し続け、証拠をつぶして逃げおおせることも可能となる。被疑者の自白がとれない事件は確かに検察にとっては重い。特に、本件では有力な関係者・当時の事務局長が自殺して事情を確認できないことがマイナスに作用しているかもしれ

ない。皮肉にも、検察は、「疑わしきは被告人の利益に」の大原則に従ったものといえよう。

しかし、別件で大津地裁の澤田裁判官が指摘した上記判断が常識にかなう、町民にとっても納得できるものである。官製談合事件の主人公たちが否認しているからといって、あいまいに終わらせることは許されない。ちなみに、事件の関係者4名のうち、山田壽一元議長、濱野圭市元副議長の2名がいまだに甲良町の町会議員として町議会に在るが、上記官製談合事件の関与からすれば、その資質に疑問があるといわざるをえない。まして、万一仮に、彼らが不起訴処分をもって「潔白」を主張するとしたら、「不起訴処分」の法的意味を知らないことを町民にアピールするだけのことであり、町民の失笑をかうことになる。

検察審査会に審査の申立へ

今後は、検察審査会における審査を申し立て、「起訴相当」の決定をさせ、検察に起訴をさせて、官製談合で行政をゆがめた人たちに対し、当然の刑事処分がなされるようにしなければならない。

【小見出しは編集者】

